

地方公共団体における任期付職員の採用状況等について

調査結果概要（速報値）

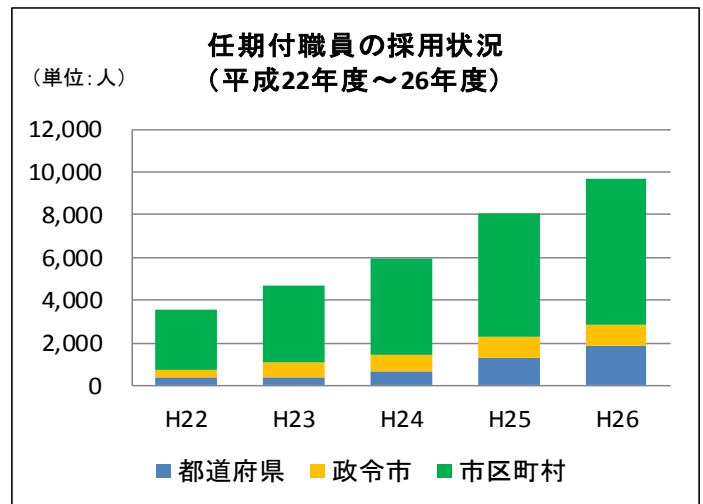
- 本調査は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）に基づく任期付職員制度について、平成26年4月1日時点における採用状況（注）を把握したものである。
- 調査対象団体は、都道府県、政令指定都市、市町村及び特別区（以下「市区町村」）である。
- 任期付職員を採用している団体は、都道府県で44団体、政令指定都市で17団体、市区町村で380団体であり、これら441団体における採用人数の合計は9,665人（前年度比1,606人増）である。
- 団体区分別の採用状況（参考1）は、都道府県では1,848人（前年度比529人増）、政令指定都市では993人（前年度比48人増）、市区町村では6,824人（前年度比1,029人増）と、いずれの区分も増加傾向となっている。
- 任用根拠別の採用状況（参考2）は、3条任期付職員で1,470人（前年度比287人増）、4条任期付職員で3,337人（前年度比975人増）、5条任期付職員で4,858人（前年度比344人増）となっており、いずれの区分も増加傾向にあり、特に4条任期付職員の増加が顕著となっている。

（注）採用状況とは、調査基準日（平成26年4月1日）において現に在職する者の数を集計したものの。

<参考1> 任期付職員の採用状況の推移（団体区分別：過去5カ年）

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26
都道府県	363	396	650	1,319	1,848
政令市	389	685	803	945	993
市区町村	2,838	3,591	4,480	5,795	6,824
合計	3,590	4,672	5,933	8,059	9,665
対前年増減(人)	-	1,082	1,261	2,126	1,606
対前年伸び率(%)	-	30.1	27.0	35.8	19.9



<参考2> 任期付職員の採用状況の推移（任用根拠別：過去5カ年）

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26
3条（専門的知識等）	645	675	850	1,183	1,470
4条・フルタイム （時限的な職）	707	1,057	1,338	2,362	3,337
5条・短時間勤務 （時限的な職・提供体制の充実）	2,238	2,940	3,745	4,514	4,858
合計	3,590	4,672	5,933	8,059	9,665

○ 任期付職員制度の活用事例について

- 3条任期付職員では、医療やIT関係などの高度な専門性を有する職や、まちづくりや広報関係などの民間の知識・経験を有効に活用できる職に活用する事例がみられた。
- 4条任期付職員では、生活保護ケースワーカーなどの一時的な業務量の増加に対応するための職や、公立保育所の民営化までの間の保育業務など、一定の期間内で終了することが見込まれる職に活用する事例がみられた。
- 5条任期付短時間勤務職員では、延長保育などのサービス提供時間の延長や土日の窓口サービスの開始などの提供体制の充実に対応するため、臨時・非常勤職員を任用してきた職について、任期付短時間勤務職員の職として転換を図る事例がみられた。

(参考) 任期付職員制度について

- 地方分権の進展に伴い、多様な任用・勤務形態を活用できるようにするため、
 - ・ 専門的な知識・経験を有する者を活用するための任期付職員制度を創設(平成14年)
 - ・ 業務量の増減やサービス提供体制の充実に対応するため、制度を拡充(平成16年)
- 任期付職員制度の特徴は以下のとおり。
 - ・ 本格的業務に従事可能
 - ・ 複数年(3年～5年以内)の任期の設定が可能
 - ・ フルタイム、パートタイムのいずれも可能
 - ・ 給料、手当の支給が可能

区分	要件	任期
1 任期付職員(専門的知識等) (3条) 【平成14年創設】	① 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要 ② 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要	5年以内
2 任期付職員(時限的な職) (4条) 【平成16年創設】	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	3年以内(特に必要な場合は5年以内)
3 任期付短時間勤務職員 (5条) 【平成16年創設】	① 2の①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供時間の延長、繁忙時における提供体制の充実等 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替	同上